

特別養護老人ホーム馬込「車椅子無料貸し出し」利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別養護老人ホーム馬込（以下「当施設」という）が、地域の方向けに車椅子を無料で貸し出すことを目的に、その利用についての規則を定めるものです。

(利用目的、対象者)

第2条 地域の方が一時的または急に車椅子が必要となった際、簡便に利用できるようにすることを目的とする。以下①から③に該当する個人、団体等が利用することができます。

①当施設の近隣住民

②当施設の近隣保育所、幼稚園、学校及び会社等

③その他、特別養護老人ホーム馬込施設長（以下「施設長」という）が特に認めた者

(利用可能日・受け渡し)

第3条 一年通して利用可能ですが、車椅子の受け渡しは、当施設の事務所営業時間内（平日9時～18時）です。

(利用申し込み)

第4条 利用ご希望の方は、所定の「車椅子利用申込書」に必要事項を記入の上、施設長宛にお申し込みください。お申込みは、利用を希望する日の属する月の3か月前の月の初日から受け付けます。

(利用許可の取り消し)

第5条 「車椅子利用申込書」に虚偽の記載があった場合や、申し込み後に利用にふさわしくない事実が判明した場合、利用許可の取り消しを行うことがあります。

(利用料)

第6条 原則として利用料はいただきません。

(損害賠償)

第7条 車椅子を破損・汚染・紛失等させた場合、利用者は速やかに当施設に連絡して下さい。利用者(参加者、関係者を含む)に起因する損害については、利用者に賠償していただくこともあります。通常使用に伴う劣化等はこの限りではありません。

(免責)

第8条 利用にともなう人身事故・怪我・破損事故などすべての事故については当施設に重大な過失がない限り一切の責任を負いません。

(利用許可の制限)

第9条 施設長が利用にふさわしくないと判断した場合は利用の取り消しや制限をすることがあります。

(利用時の注意)

第10条 利用上の注意事項は以下のとおりです。

- 日程や車椅子の種類によってはご希望に添えないこともあります。電動車いすの貸し出しは行いません。
- 貸し出し専用の車椅子ではなく、当施設で日常的に使用している車椅子の中からお貸しします。貸し出し用にメンテナンスは行っておりません。
- 使用前にタイヤの空気、ブレーキの効き等を確認してください。
- 車椅子の受け渡しは、当施設で行います。こちらから出向いての受け渡しは原則おこないません。
- 車椅子利用申込書の提出時点で、この要綱に同意したものとみなします。
- この要綱に定めのない事項については、事前にご相談ください。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。